

## 総合評価の手法のルール化（案）

現在、客観指標総合評価と市民生活実感評価の結果に差があった場合の総合評価については、各局等において、それぞれの施策の性質に応じて判断し、その判断理由についてコメント欄に記述してきたところである。

しかし、総合評価が客観指標総合評価と市民生活実感評価で行うという観点に鑑みると、総合化において一定のルールを設けることが評価の客観性の向上に資すると考えられる。

また、施策の性質に応じ、客観指標総合評価と市民生活実感評価のいずれかを重視すべきかは、その性質上毎年度変化するものではないため、この考え方を固定させることも評価の客観性の向上に資すると考えられる。

平成19年度からは、原則として下記のルールに従って総合評価をすることとする。

### 1 客観指標総合評価と市民生活実感評価が同じである場合

**a**と**a**なら総合評価は**A**、**b**と**b**なら総合評価は**B**というように、同ランクの総合評価を選択

### 2 客観指標総合評価と市民生活実感評価が一段階異なる場合

**a**と**b**なら総合評価は**A**又は**B**を選択する。

どちらを選ぶかについては施策の性質に応じて客観指標総合評価と市民生活実感評価のいずれを重視すべきかによる。また、この施策ごとの重視の考え方は原則として20年度からも同様に行うこととする。

### 3 客観指標総合評価と市民生活実感評価が二段階異なる場合

**a**と**c**なら総合評価は中間値である**B**とする。

### 4 客観指標総合評価と市民生活実感評価が三段階異なる場合

**a**と**d**なら総合評価は中間値である**B**又は**C**を選択する。

どちらを選ぶかについては施策の性質に応じて客観指標総合評価と市民生活実感評価のいずれを重視すべきかによる。また、この施策ごとの重視の考え方は原則として20年度からも同様に行うこととする。

### 5 客観指標総合評価と市民生活実感評価が四段階異なる場合

**a**と**e**なら総合評価は中間値である**C**とする。

(参考)

		客観指標総合評価				
		a	b	c	d	e
市民生活 実感 評価	a	A	A,B	B	B,C	C
	b	A,B	B	B,C	C	C,D
	c	B	B,C	C	C,D	D
	d	B,C	C	C,D	D	D,E
	e	C	C,D	D	D,E	E